

電気設備工事の分離発注を求める決議

公共事業における建築設備工事の分離発注制度は、国土交通省においては、従来より中小設備業者の受注が可能となるよう、分離、分割発注を推進するよう、地方公共団体へ通達が出されているところである。

このことは、電気工事業に携わる者に専門工事業者としての誇りと自覚を与え、技術の向上、優良な地元業者の育成と企業経営の健全な発展にとっても不可欠な大きな支えとなっている。また、分離発注が発注者にとって最も有利な発注方式である。

よって、電気設備に係る公共工事の入札制度運用に当たって、次の事項について特段の配慮がなされるよう決議する。

- 1 分離発注の継続
- 2 当該設備工事の業種にかかわる専門工事業者のみの競争入札参加

平成28年3月15日

海 田 町 議 会